

経済産業省

番 号

年月日

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の改正について

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（２０１２１１１５商局第４号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。